

平成26年第3回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成26年9月4日  
午前9時00分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（15名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 寺田良信 係長 大塚美季

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	本庄徳光
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	岡村ひとみ
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	佃田眞規
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

## 1, 議事日程

### 日 程 1. 一般質問

#### 〔1〕5番 伴議員

##### 1. マイナンバー制度について

(1) 昨年、マイナンバー法が成立したが、本町住民にどんな影響があるのかを伺う。

①マイナンバー制度の内容を伺う。

②マイナンバー制度は2016年1月から開始できるのか。

③住民に対し十分なPRと犯罪予防に対し、その対策について国はどのように説明しているのか。

④マイナンバー制度におけるプライバシー保護の課題はどのように考えているのか伺う。

##### 2. 小児科医療について

(1) 当町には小児科を専門としている医療機関が少ないと思うが、行政としてどのように考えているのかを伺う。

(2) 広域として当町から発信してもよいのではと思うが、町の見解を伺う。

#### 〔2〕13番 里川議員

##### 1. 協働のまちづくりについて

(1) 現在までの取り組みと今後について。

(2) 予算・活動拠点などの考え方について。

##### 2. 中央体育館の円滑な利用について

(1) 駐車場利用をよりわかりやすい利用者に理解を得られるやり方について。

##### 3. 空き家対策について

(1) 現在までの調査で、空き家は何戸あるのか。

(2) 空き家活用のシステムづくりはどうなっているのか。

##### 4. 人口減少社会に伴う町の取り組みについて

(1) 今後、さらに取り組んでいく考え方について。

(2) 転出が転入を上回っている状況の分析について。

#### 〔3〕14番 木澤議員

1. 小中学校普通教室へのエアコンの設置について
  - (1) エアコン設置の必要性に対する町の認識について。
  - (2) エアコン設置と設置後の維持・管理に必要な費用の見込みについて。
2. 子ども子育て支援新制度について
  - (1) 保育の認定について。
  - (2) 延長保育・土曜保育の考え方について。
  - (3) 保護者への説明会の開催について。
  - (4) 条例化に向けたスケジュールと独自基準の設置について。
  - (5) 学童保育の現状と今後の見通しについて。
3. 職員定数と住民サービスの維持・向上について
  - (1) 定年退職者数の今後の推移とその対策について。
  - (2) 職員適正化計画の動向について。

〔4〕 2番 小林議員

1. 地域の活性化について
  - (1) 住民の提案を活かす行政について。
  - (2) 空き家の有効活用について。
2. これからの斑鳩町を担う若い世代の参画について
  - (1) 若い世代の投票率について。
  - (2) 若い世代の参画について。
  - (3) 予算をもった若者議会について。

〔5〕 8番 小野議員

1. 決算審査意見書について
  - (1) 『地域経営の視点に立った財政基盤の確立を考慮すべき』との指摘に対する認識を問う。
  - (2) 遊休地2箇所の公売は不調に終わったが、遊休地の保有数と管理状況、およびその利活用の方策を問う。
2. 公有財産の管理について
  - (1) 学校用地等、教育委員会が所管している公有財産の登記面を含めた管理状況を問う。
  - (2) 保育所用地等、住民生活部が所管している公有財産の登記面を含

めた管理状況を問う。

(3) 水道庁舎等、上下水道部が所管している公有財産の登記面を含めた管理状況を問う。

(4) 国から移譲を受けて、都市建設部が所管している法定外公共物・法定公共物の登記面を含めた管理状況を問う。

(5) 遊休地を除く、総務部が所管している公有財産の登記面を含めた管理状況を問う。また、財産管理の部署としての見解を問う。

〔6〕 11番 飯高議員

1. 水害・土砂災害対策と検証について

(1) 台風11号における水害の影響と避難状況について問う。

(2) 土砂災害警戒区域内の避難状況について問う。

(3) 土砂災害警戒区域の指定における検証について問う。

2. 空き家の実態と対策計画の策定について

(1) 空き家の実態について問う。

(2) 空き家対策における国の動きについて問う。

(3) 空き家対策の進め方と対策計画について問う。

3. 「公共施設等総合管理計画」の推進について

(1) 公共施設等の現況と把握・分析について問う。

(2) 公共施設等の総合的な管理計画の策定について問う。

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

( 午前9時00分 開議 )

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定められた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） おはようございます。

これから、通告書に基づいて一般質問を行わせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、マイナンバー制度についてであります。昨年、国においてマイナンバー法が成立しましたが、今までも人に番号をつけることへの抵抗感や個人情報の管理等の不安からなかなか難しい問題があり、なかなかこの法案が成立するまで長い年月がかかったことから、住民間でも不安の声を聞くことがあります。このマイナンバー制度が本町住民にどのような影響があるのか、マイナンバー制度の内容をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） マイナンバー制度は、国民一人ひとりに唯一無二の番号、マイナンバーを付番し、その番号を鍵として複数の機関に存在する個人の情報を同一の情報であるという事実の確認を行うための新しい社会基盤でございます。国は、より正確な所得の把握が可能となることで、社会保障や税の給付と負担の公平を図り、真に手を差し伸べるべき者への給付を充実させるなど、マイナンバー制度によって社会保障をこれまで以上にきめ細やかにかつ的確に行うことで公平、公正な社会の実現を目指しております。

また、マイナンバー制度は、情報化社会の基盤ともされており、マイナンバー制度の導入によって、行政事務の情報管理及び利用を一層効率化し、税金や年金、福祉、医療など暮らしに身近な手続の簡素化等を行うことで添付書類が削減できるなど、行政事務の効率化を通じた国民の利便性を向上させることも目指しております。

マイナンバーの利用範囲は社会保障制度や税制、災害対策に関する分野で利用されることとなっており、災害時における被災者生活再建支援金の支給に関する事務や被災者台帳の作成に関する事務など、マイナンバーが迅速な被災者支援活動に役立つことが期

待されております。

なお、マイナンバーは住民票を有する方に対して付番されるため、中長期在留者、特別永住者等の外国人も対象となります。希望者には顔写真がついたＩＣカード、個人番号カードですが、この交付が予定をされております。このカードには氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真などが券面に記載される予定となっております。本人確認書類の提示が必要な場合、身分証明書としても利用できるほか、印鑑証明書、印鑑登録証など、自治体等が条例で定めるサービスに利用できるとされており、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載される予定でございます。

○議長（中西和夫君） ５番、伴議員。

○５番（伴吉晴君） マイナンバー制度は社会保障の分野や災害対策に関することで利用されることはわかりましたが、今後ＩＣカードが発行されるとなると、現在発行されている住基カードはどのようになるのか、具体的な運用面については今後明確になってから議論させていただくとして、このマイナンバー制度は２０１６年１月から本当に開催できるのか、今回の議案書を見せていただいて感じております。そこで、今後のタイムスケジュールをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） マイナンバー制度につきましては、平成２５年５月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の番号関連４法が成立、公布されております。マイナンバーは、平成２７年１０月から通知カードにより住民票を有する全ての人に通知される予定となっております。実際にマイナンバーが利用されるのは平成２８年１月以降でございます。情報提供ネットワークシステムの運用につきましては、平成２９年１月から国の機関間の連携が開始され、その半年後には地方公共団体等との連携が開始される予定となっております。

マイナンバーの利用開始に向けては、国は、マイナンバーが通知されます平成２７年１０月までに制度構築を目指しており、政省令等の整備を進めておられます。社会保障関係の省令の整備については、この秋をめどに素案が示される予定であります。また、システム構築につきましては、内閣情報通信政策監の指導のもと調達仕様書における要件定義の明確化や事業者の技術力の適正な評価を行い、外部専門家を活用し、関係機関とも緊密な連携を図ることで適切にシステム整備を行えるとされております。

本町におきましても、平成２５年１２月に番号制度に向けたプロジェクトチーム会議を立ち上げ、職員研修会やマイナンバー制度影響事務調査等を実施しておりまして、今

後も制度運用のための手続整理、業務システムの改修、例規整備等、マイナンバー制度の円滑な導入に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 新しい制度導入になりますので、住民説明を大切にいただき、混乱のないようによろしく申し上げます。

このマイナンバー制度ですが、皆さんに十分なPRと犯罪予防について、国は当町にどのような説明をしているのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 住民の皆さまに対するマイナンバー制度に関する広報といたしましては、内閣府においてホームページ等による周知がなされておりますが、平成26年度から新たに取り組む公報として、4つの取り組みが示されております。

まず、1つ目としては、マイナンバー制度の周知ポスターを秋ごろから市町村や税務署、年金事務所等の公共施設に掲示される予定であります。

次に、2つ目として、平成26年10月には、国民や民間事業者の問い合わせにワンストップで対応するコールセンターが開設される予定となっております。

そして、3つ目としては、外国人向け広報として、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の5か国のホームページを新設し、在外公館や入国管理局に周知の要請をされることとなっております。

最後に、4つ目として、視覚障害者向け広報としまして、点字や拡大文字のパンフレット、音声CDを作成し、視覚障害者団体、特別支援学校、点字図書館等を通じた配布、閲覧を実施される予定となっております。

マイナンバーによって社会の利便性が向上する一方、個人情報流出や他人の番号を悪用したなりすまし犯罪等のリスクが高まる可能性があります。マイナンバーの利用範囲は社会保障、税、災害対策に関する行政手続に限られていますが、事業主や金融機関等が個人にかわって手続を行うこととされている場合もあるため、民間企業が番号を利用する場合もございます。

国においては、マイナンバー制度における安心と安全の確保を図るため、住民の皆さんに対しては、マイナンバーは生涯にわたって利用する番号なので、忘失したり、漏えいしたりしないよう大切に保管し、むやみにマイナンバーを他人に教えないように啓発するとともに、行政機関や民間企業に対しては、平成26年1月に発足した特定個人情報保護委員会により監視・監督を行い、罰則を強化するなど、制度面における保護措置

と情報セキュリティ技術の強化など、システム面における保護措置を進められているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今のお答えからすると、子どもからご高齢の方々に対しても、忘れていたり、漏えいしたりしないようにしなくてはならないようなことから、広報等で親切丁寧に説明していただくことを要望いたします。

最後に、この制度の一番問題となるプライバシーの保護の課題はどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） このマイナンバー制度の導入に伴いまして、個人情報外部に漏えいするのではないかと懸念、それから他人のナンバーを用いたなりすまし等、不正利用の懸念、また、国家により個人のさまざまな個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ、突合されて一元管理されるのではないかと懸念がございます。

国においては、このような懸念を払拭するため、先ほども申しあげましたが、平成26年1月に特定個人情報保護委員会が設置されまして、行政機関や民間の特定個人情報の取り扱いに関する監視、監督、その他制度上の保護措置が講じられているところでございます。

特定個人情報とは、マイナンバーをその内容に含む個人情報を示しますが、マイナンバー制度では、特定個人情報の収集、保管、データベースの作成、提供することを禁止しており、個人情報保護法や住民基本台帳法などよりも罰則が強化されております。

また、いつ、誰が、誰に対し、何のために自分の特定個人情報を使用したかの記録を自分で確認することができる専用のウェブサイト、マイポータルが平成29年1月から利用開始予定となっており、具体的な内容につきましては政府において検討されているところでございます。

情報管理におきましては、マイナンバー制度が導入されても従来どおり個人情報は各行政機関等が保管し、必要な情報を必要ときだけやりとりする分散管理の仕組みを採用しており、マイナンバーをもとに特定の機関に共通のデータベースを構築することなく、そこから個人情報がまとめて流出することはないとしております。また、情報連携の際にはマイナンバーを直接用いず符号を用いること、アクセス制限によりアクセスできる人を制限し、管理すること、通信の暗号化を実施することなどを検討し、国の情報システムの整備を進められているところでございます。



本町におきましても、マイナンバー制度の導入に伴う情報管理について、今後、国が示す運用基準や取り扱い等に従いまして、遺漏のないように万全にその対策を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） プライバシー保護への対策として、いつ、誰が、何のために、自分の個人情報を使用したのか、自分で確認できることができることが、わかることはよいことだと思いますが、情報がお金になる時代で、そのことによる事件が起こっております。それゆえ、このマイナンバー制度に対し不安を持っておるわけですが、運用開始が決定されている今日、基礎自治体に対する負担が多くなると予想されますが、そのあたりをよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

小児科医療についてであります。全国的に見て小児科医は少ない状況であると思いますが、奈良県や全国と比べて当町はどのような状況なのか、また、この状況を町はどのように考えておられるかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 核家族化や夫婦共働きなど、社会情勢の変化に伴いまして、軽症の小児患者が夜間、休日を問わず病院を受診するケースが多くなっていることから、小児科医の勤務が過酷な労働環境となっているというふうに聞いております。

このようなことが小児科を希望する医師を少なくし、小児科専門医療機関が少なくなっている原因の1つというふうに考えているところでございます。王寺周辺広域医師会におきまして小児科を標榜している医療機関は15ございまして、そのうち小児科専門の医療機関は3つでございます。15医療機関の1か所当たりの小児人口は約1,200人となっております。

本町におきましては、近年2か所の医療機関が減りまして、現在小児科を標榜されている医療機関は2か所でございます。1か所当たりの小児人口は約1,960人となっております。小児科を標榜されるお医者様の負担というのは大きくなっている状況にあると考えております。このような状況の中で、安心して子どもを育てられるよう小児医療体制を充実させていくということは極めて重大な課題であるというふうに認識をしております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 本町の施策として、子どもの医療費無料化がありますが、肝心の医

療機関が少なくでは施策の効果の障害となるかもしれません。そこで、広域として当町から小児科の医療機関がふえるように発信してもよいのではないかと思うんですが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） まず、奈良県の小児救急医療体制でございますが、まず一次救急といたしまして、かかりつけ医と11か所の休日・夜間応急診療所等が整備されております。しかし、平日夜間に診療している応急診療所は3か所でございます、小児科医が常駐しているのは橿原市休日夜間応急診療所のみとなっている状況でございます。また、二次救急といたしましては、小児科を標榜する協力病院が輪番制を組んで受入体制を確保しているところでございます。

そのほかに、子どもの容体が悪くなったときに医療機関を受診すべきかなど、家族の相談に応じたアドバイスを行い、保護者の不安解消を図るため、県には小児救急電話相談、#8000というものですが、開設されているところでございます。

本町におきましては、新生児訪問や教室などを通しまして、これらの緊急時に対して保護者が慌てることなく適切に対応できるよう、これらの紹介も含めて指導をしているところでございます。

今後、奈良県の小児医療体制整備を見据えながら、三室休日応急診療所の充実につきましても検討する必要があるのではないかというふうに考えております。しかしながら、小児科専門医の確保や広域7町の財政負担等の問題もあることから、小児救急医療体制の充実につきましては、広域7町あるいは王寺周辺広域医師会とも協議する必要があるとございまして、その環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

また、西和医療センターの中期計画におきましては、周産期医療体制の強化と小児医療体制の整備を図ることとなっております。従来より県に要望してまいりました産科につきましては、平成27年4月より再開されることとなりましたけれども、小児医療体制につきましても早期に充実が図れるよう引き続き県に要望してまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 近隣の小児医療体制の充実について本町より提案していただけること、よろしく願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回、一般質問をさせていただくに当たりまして、私は、斑鳩町の魅力あるまちづくりというものが実現していくよう、将来性のあるよりよい斑鳩町を目指す、そんな立場から今回は質問をさせていただきたいと思っておりますので、理事者の皆さまにおかれましてもぜひともそういうご認識をお持ちいただき、ご答弁をしていただけたらというふうに思っております。

まず、第1点目に書かせていただきました協働のまちづくりについてです。これにつきましては、前回の6月議会で条例のほうが私たち議会のほうでも可決をさせていただいております。その前にも既に推進委員会というものがあまして、いろいろな取り組みを進めてきていただいているとは思っておりますけれども、この協働のまちづくりについて、私は重要な今後の施策になってくるだろうというふうに思っているところから、現在までの取り組みについて、また、今後どのような構想を持っておられるのかにつきまして、町のほうへお尋ねしたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） まず、これまでの取り組み状況についてでございますが、少子高齢化や住民ニーズの多様化、限りある人的状況や財政状況等を背景に行政主導の一律のまちづくりには限界がきていることから、本町では平成23年に策定いたしました第4次斑鳩町総合計画において、住民と行政による協働のまちづくりをまちづくりの重点施策に位置づけ、平成24年10月27日に開催をいたしました協働のまちづくり懇談会や平成25年9月1日に開催をいたしました協働のまちづくりフォーラムを通じて斑鳩らしい協働のまちづくりの方向性について検討をまいりました。

こうした中、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会での議論を重ね、本年2月に斑鳩町協働のまちづくり指針を策定するとともに、6月議会では協働のまちづくりの基本理念や基本的事項を定めた斑鳩町協働のまちづくり条例を可決をいただきまして、7月1日から施行をしており、協働のまちづくりを進める上での枠組みができたところでございます。

こうした中で、現在の取り組み状況についてでございますが、協働のまちづくりに意欲を持っておられる住民有志の方々が主体となって、協働のまちづくりに関する記事を

掲載したニューズレターの発行やホームページの立ち上げのほか、生き生きプラザ斑鳩に協働のまちづくりに関する情報ボードを設置するなど、情報発信の仕組みづくりを進めているところでございまして、この8月30日には斑鳩町協働のまちづくり交流会を開催をいたしました。この交流会では、町内のさまざまな住民団体が集まり、それぞれの活動内容についての紹介を行っていただくことにより、お互いをよく知り、交流を図る機会を設けることを目的として開催したものであり、多数の団体、住民の方々の参加を得て交流の輪が広がったところでございます。

一方、町役場内部におきましては、協働のまちづくりを積極的に進めていくために、7月25日に各部署の担当職員により構成する協働のまちづくりチームを立ち上げ、既存の協働事業や、今後協働の考え方を取り入れ実施していくことが可能な事業の調査などを行うなど、職員間における情報共有を図っているところでございます。

今後も積極的な情報発信の実施を通じ、幅広くまちづくりへの参加を呼びかけていくとともに、斑鳩町協働のまちづくり指針に記載しております支援制度の実施を進めることにより、みんなが主役のまちづくりを実現してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、答弁にございました8月30日斑鳩町協働のまちづくり交流会、私も参加させていただきまして、どのような様子であったのか見させていただきました。そこに何人かこういうグループに所属されていない方が来られていまして、その方たちの感想をお聞きすると、まあこんないろいろなグループが活動していただいていたということを私たちは知らなかった。もうほとんど私の知っている方なんかはそういうお話で、非常に興味を持たれてこの発表を、交流会参加されて発表を聞いていただけたということ、喜ばしいことだと思います。

そして、今、答弁にございましたように、事務局は総務課であっても協働のまちづくりのテーマからいくと多岐にわたっているということで、斑鳩町の各課がやっぱりこの意識を持ってきちっとやっていかなければならない。そのためにも協働のまちづくりのチームを庁舎内でもつくって活動していくんだということでお聞きしたんで、その点についてはこれからもそのチームというのをやっぱり重要な位置づけをして、頑張ってやっていっていただきたいと思います。

ただね、私この条例制定のとき、前回、私、総括質疑もいろいろさせていただいた経緯もあるんですが、この条例の中でちょっと気になっているのは、第2条の1にあります

す住民、「町内に在住又は在勤若しくは在学する者をいう」というふうにこの条例には書かれているんですね。明らかに「在学する者」という言葉をわざわざ条例に入れているということは、小中学生はね、もともと斑鳩町の住民やからその小中学校行っていると思うんです、町立の。でも、「在学する者」とあえて条例の中に書いたということは、やっぱり町のほうも法隆寺国際高校が視野に入っているんだらうなというふうに私は思っているんです。

ですから、私は、これはこれですごくいいことだと思っております。3年間よその市町村から斑鳩町へ通学のため通っていただく中で、どう、その生徒さんたちが斑鳩町とかかわりながら、斑鳩町がすごく魅力ある町だな、斑鳩町っていいなと、そういうふうを感じていただけたら、ひょっとしたら将来の斑鳩町の住民になっていただけるかもしれない。そういう観点からね、こういうことについてはやはり取り組みを進めていっていただけたらなというふうに思っております。

ただ、こういう問題は一遍にはなかなかいかないということも私も承知はしておりますけれども、できましたら小中学生、子どもの間に感じたこと、そういった感性というのは大人になっても持ち続けるものである。子どものときにいろいろなことを知ってもらう、感じてもらう、なれてもらう、こういうこともとても大事です。

ですから、小中学生に対しての取り組み、また、法隆寺国際高校の皆さんに対しての取り組み、こういうものをね、今後きちっとやっていっていただきたいというふうには思っているんですが、これについてはこれまで、そしてまた今後、どのようにお考えになられますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） ただいま質問者がおっしゃいましたように、この協働のまちづくりの推進にあたっては、大人だけではなく、斑鳩町の将来を担う子どもたちなど幅広い年齢層が連携、協力しあいながら活発な活動を展開していくことが必要であると考えております。子ども模擬議会などにおきましても、まちづくりに対して毎年すばらしい意見をいただいております。子どものころからまちづくりにかかわることで、今後も斑鳩町に住み続けたい、またはかかわりたいといった思いが生まれるなど、次世代の担い手の育成が期待できるところでございます。

また、法隆寺国際高等学校におきましては、平成18年度に官学連携・協力に関する協定を結んでおりまして、斑鳩学の専門科目などを学ばれたり、史跡藤ノ木古墳石室特別公開における受付や解説補助など、運営面での協力をいただいております。さらに、

中学校におきましても藤ノ木古墳及び法隆寺門前の清掃活動や慈母園における福祉活動など、さまざまな協働の取り組みがなされております。

今後におきましても、学生や生徒が積極的にまちづくりに参加できるよう協働の事業の仕組みづくりに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、さらなる努力をしていっていただけることをお願いしておきたいと思っております。

そしてですね、2番目に書かせていただいておりますのは、これらの活動していく中における予算であったり、また拠点であったりという問題が発生してくるのではないかなというふうに考えているわけなんですけれども、条例の第9条から11条っていうところが非常にそれについて斑鳩町でも考えてはいただいているのではないかなというふうには思っているところです。

しかし、この9条、10条、11条でこういった住民の方たちへの拠点の確保をしていく、ボランティア参加への支援をしていく、協働のまちづくり事業への支援をしていくというふうに条例上書かれてはいるものですね、今の現状では、今後非常に重要な施策としてこの取り組みを発展させていこうと思ったら少し厳しい、現在の状況では厳しいのではないかなというふうに私は思っております。

そのためにもですね、今ある公共施設の中で、今後ですね、空き施設となる可能性のあるもの、現在空き施設となっているもの、あゆみの家さんがお使いになられている旧保育所、そして社協さんが使っておられた旧水道庁舎、こういったものが耐震化構造になっていないということの中で、今後もどうされていくんだろうかなというふうに思っているんです。耐震化構造にないものをいつまでもいつまでも、この先数年あいている状態でほっとくというのも私はいかがなものかなというふうに思っている中で、これらの重要な施策、本当に斑鳩町が魅力ある町となるように皆さん方に頑張ってもらえる町をつくっていくための拠点づくりみたいな形でそういう跡地が利用できたらすばらしいなというふうに思っているところなんです、これにつきましてですね、予算であったり、またその拠点ですね、こういったものについて、どんなふうに町のほうはお考えになっておられるのかなというのをお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 協働のまちづくりの活動拠点の整備についての考え方でございますけれども、住民活動を支援するためには拠点活動の確保は必要であると認識をして

おりまして、斑鳩町協働のまちづくり条例、また、斑鳩町協働のまちづくり指針におきましても、多様な活動拠点を確保していく方針を示しているところでございます。

現在の状況につきましては、協働のまちづくりの仕組みづくりに参加いただいている住民有志の方々が月に1度定例会議を実施しておられますが、主にホームページやニュースレターの記事の内容などにつきまして、先ほども答弁させていただきました情報ボードを設置しております生き生きプラザ斑鳩の1階のスペースを利用して活動されておられます。

今後、協働のまちづくりが進展し、住民活動団体や住民の方々からの数多くの問い合わせや相談に対して対応していくためには、住民活動団体の方々が常時利用することができる活動拠点を確保する必要性が生じてくるものと考えております。そういったことから、その場所や規模などにつきましては協働のまちづくりの仕組みづくりに参加をいただいております方々の意向を確認しながら、既存の公共施設の一部など、活動拠点として利用が可能な場所についての検討を行うとともに、活動拠点の整備に必要となる予算あるいは協働のまちづくりを推進していくための予算、これにつきましても今後調整を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私もこの協働のまちづくりが十分に醸成されていき、住民皆さんに浸透されていき、そして、まちづくりの中心にまでなるぐらいの勢いをもって今後伸びて行ってほしい施策であるということ、認識しておりまして、担当におかれましても、また、ここにお座りの皆さんにおかれましても、この問題を強くご認識いただいて、今後庁舎内のチームでもいろいろな検討をしていって、どんどん大きくこのまちづくりが進んでいくようにしていただきたいということをお願いしまして、2つ目の問題に移らせていただきたいと思っております。

2つ目の問題ですが、中央体育館の利用について。ここにわざわざ「円滑な利用について」というふうに書かせていただきました。中央体育館では、年間何度ぐらいあるかわかりませんが、団体の方が大会をする、試合をする、または斑鳩小学校でも斑鳩小学校の体育館、運動場でもそうやっていろいろな交流、スポーツでの交流などがあって、たくさんの方々がこの庁舎の前、役場の前へどっと押し寄せるというタイミングになるところがあるんですね。そういうときについては、中央体育館などでも大会などをする場合、役場の東側の駐車場を利用させていただいているようです。その点につきましてはですね、ことし実際にあった話なんですけど、その大会を主催された方が、私のほうに申し出があ

ったのは、役場の東側の駐車場を使ってくださいと言われたと。言われた、それでどうなんやと、もう大会やったら東側の駐車場って決まっているのかというようなことで、私は尋ねられましたので、その後、生涯学習課のほうへ尋ねさせていただいたところで、すね、そういうふうに、今申しあげましたように斑小の体育館や運動場も活発に使っていただいているおかげで、中央体育館でのそういう大会があったりしたときにはもう駐車場がいっぱいになるのでそういうふうにさせていただいているんだということだったんです。

でもですね、そのときに問題が1つあったんですが、東側の駐車場を使おうと思ったら、その主催者が企画財政課に東側の駐車場使わせてくださいという申請を上げなければいけないですよ。そのチームの方たち、チームというのかその主催者側の連盟なんですが、それは聞いていなかったわけなんですよ。聞いていないのに東側使ってくださいと。いや、これはえらいこっちゃと私は思って、ぎりぎりに企画財政課のほうに申請書を出したという、ことし実際にあった顛末なんですけれども、これがね、私は、質問するときにも申しあげました。どんな分野においても人の集まる場所、住民さんはもちろんのこと、近隣の皆さん、県内の皆さん、いろいろな方が集まって交流をする、これは非常に、スポーツであったり、文化であったり、重要な問題であって、そのことを推進していくのが教育委員会なんですよ。人を育てるという重要な意識、スポーツ、文化を通じての交流、発展、活動を支える、こういう重要な考え方をきちっと持っていてくださるってですね、これ、ちょっと問題を、整理を私はさせていただきたいと思って今回一般質問させていただきました。

東側駐車場を使っていたら当たり、中央体育館のほうでですね、こういう状況であるのならこういう申請書が必要ですよと行って、これを役場の企画財政課に提出お願いしますと、そこまで中央体育館のほうで説明をし、申請書を置いておくというようなシステムをきちっとつくっていただくことは可能でしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 中央体育館の使用申請に来られた場合の対応についてのご質問でございます。今、質問者がおっしゃるように、いろいろな大会がございます中で、その規模や内容、もちろんその来場者の数などをですね、確認をさせていただきまして、必要と思われる場合は今おっしゃったように駐車場の場所等々について確認をお願いしているということでございます。

ご質問の体育館の窓口対応でございますが、もう少し申請者にわかりやすく丁寧に対



応すべきところがあるというふうに私ども考えておりました、今後一連の手続のマニュアル等々、作成するとともに、これに基づきまして、駐車場の確保が必要な場合はその段階で、申し込みに来られた段階で主催者に対しまして駐車場の借用に伴う手続き等について説明をいたしまして、できるだけ手続きがスムーズに行えるような仕組みづくりをですね、再検討してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願い申しあげます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） はい。それではよろしく願いいたします。私は本当に斑鳩町が魅力あるまちづくりをしていくためには、こういう人が集まるということも大切な行事、大切な事業であるというふうに位置づけ、考えていっていただきたい。教育委員会には特にそういう人とのかかわりというものがとても重要なところを担っておられるセクションであるというふうに思っておりますのでね、今後もいろいろな分野にわたりますして、やっぱり教育委員会の中ではいろいろなご配慮がしていただけるよう期待をしておきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、3点目の質問に移らせていただきたいと思います。

空き家対策について書かせていただきました。私、これまでも空き家対策についてはいろいろ申しあげてまいりましたけれども、1点目ですね、総務課のほうでこれまで空き家の調査をしてきたというようなお話も以前からありました。現在、斑鳩町に空き家というものは何戸あるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 町内におきまして、建物や庭木の管理が不十分な状態にあります空き家の件数につきまして、平成25年1月に調査を実施いたしております。そして、その調査のあと今日までに自治会等から相談がありました空き地のうち平成25年1月の調査結果に含まれていなかったものを加えますと、現時点で町が把握しております管理が不十分な状態にあります空き家の件数は84件でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長が答えてくれはった84件というのは、あくまでもですね、そういうかなり古くなったような、そしてまた近隣にもご迷惑をかけているような状態の空き家。それは総務課としては防犯の関係であったり、安全・安心のまちづくりの観点であったりしたところでは、そういう件数の把握の仕方かもわからないというふうに思うんですが、私はですね、この空き家の問題というのはもう一歩踏み出して、

お身内の方が近くにいらっしゃって管理されている、法隆寺地域でもそういう家があります。郵便物やいろいろな配布物ポスティングされてもちゃんと何日かに一遍は見に行かれて取り除かれています。本当に人が住んでいるかのような空き家というのがやっぱりあるんですね。そういう件数をいかに把握して今後もその空き家というものを対策していくのかというのは、私はとても重要なものではないかなというふうに思っているんです。そのためにもこの空き家を活用できるようなシステムというものが重要だと、前にも空き家バンクなどのことでも私も申しあげたこともありました。まだ時期が、時期尚早ということもあって、他の市や町で取り組んでおられることについてもあまりご認識もいただけていないようなときに質問した経過もございましたけれども、もういよいよですね、歴まちなども進んでくる中で、こういうまたさらに踏み込んだ積極的な空き家対策というのを進めていかんといかんのじゃないかというふうに考えているんですけれども、この空き家活用システムづくり、こういったものについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） この空き家対策につきましては、今現在検討を進めているところなんですけれども、町の全体における空き家の活用ということのシステムづくりにつきましては、今後検討を進めていくということにいたしておりますけれども、現在、法隆寺周辺地区におきましては、平成26年2月14日に国から認定を受けました歴史的風致維持向上計画におきまして重点区域として定めており、歴史的建造物などへの修景助成事業や空き家対策事業が、斑鳩らしい景観を維持活用していく歴史まちづくり、さらには町を楽しくめぐっていただける観光まちづくりの実現につなげるための事業の1つとして空き家を利用することについて位置づけをしております。

特に、空き家を活用していくための方法といたしまして、空き家の所有者と利用者をつなぐことなど、活用に向けた空き家再生への仕組みづくりをすることでございまして、現在、先進地の取り組みについて調査・研究をしているところでございます。

平成26年度につきましては、法隆寺周辺地区において国庫補助事業の街なみ環境整備事業を活用して建物等の修景整備の助成をしております。地域の方に積極的に活用していただくことで、空き家の修復や解消に加えて魅力ある歴史的な町並みを創出できるものと考えております。

このように、地域の建物等の再活用の第一歩を踏み出すことで、今後の空き家の活用の参考事例を示すことができるのではないかと考えております。将来、空き家や空き地

を活用され、地域の活力とにぎわいのあるまちづくりができることにより、結果、町をめぐる観光客も増加し、将来的な定住人口の増加につながるものと期待を寄せているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） まさしく今部長が答弁していただいた最後、定住人口の増加、私の言いたいのもここなんです。まだあいていっている、それで空き家ふえたら町にとってもマイナスイメージだったり、寂れた感じがしたり、だから荒れた空き家をよっけ持っていたらやっぱり寂れた感じがして、斑鳩町が魅力あるまちづくりやっていくための、活気のある町にしようと思ったときのマイナス面になりますのでね。そして、やっぱり安全な町をつくるためにも防犯上、その84戸は84戸でまたきちっと管理をしていただけるようお願いはせんといかんけれども、今言ったように将来のことを考えて定住人口をふやしていこうといえ、まだ住める、そういう空き家をどんどん活用できるような形を私は考えていきたいというふうに思っているんですね。

例えばホームページになどで斑鳩町すごく子育て支援力入れていていいやんかと、じゃあ私たちお金あんまりないけど斑鳩町で子育てしたいなという若いご夫婦の方が子どもを連れてくるときにそういった空き家をあっせんできたらいいな、また、60歳になって定年退職をされた方が私たちのついの住みかはここではなくもっと住みよいところ、もっとすばらしいところですよしたいというような方たちにも斑鳩町のような住環境すばらしい歴史と文化のある町、とてもすてきだな、でも私たちには限られた資産しかないで立派な家を買うのは難しい、こういう方にもですね、ぜひとも斑鳩町に移り住みやすくしていただいて、そして遊休地になってしまっているような畑であったり、田んぼであったり、そういうものにもかかわっていただいたりですね、そういうふうにして、本当に魅力ある町だということをどんどん発信して、よそから転入されて定住していただける方をふやす。こういう施策の展開が私はとても大切ではないかなと。今後重要になってくる問題ではないかなというふうに思っているところです。

そういう点では、さらにですね、今後この空き家対策につきましては、防犯、安全・安心のまちづくりの枠ではなく、そこからさらに超えていった、そして歴まちにとどまらず、町家カフェとか、民泊とか、そういうところにとどまらず、さらには定住人口をふやすんだと、その視点、今、総務部長答えていただいたその視点まできちっとつなげていただきましてね、この対策に取り組んでいただきたい、このことをお願いをさせていただきます。次の質問に移らせていただきます。

4番目に書かせていただきました、とても深刻な問題です。人口減少社会に伴う町の取り組みについてということで書かせていただきました。

これは、私自身もいかに斑鳩町の人口を減らさずに、もう自然減で日本の人口は減ると言われている中であってね、斑鳩町何とか減少食い止めようと思って私たちもいろいろな提案を町にしてきました。そして町長も積極的に子育て支援を取り入れていただきました。議会も、行政も一緒になって子育て支援、力入れて、そのおかげをもちまして、奈良県下でもたった4つです。年少人口、15歳未満の年少人口がふえているというのは斑鳩町含めて奈良県下に4つしかないんです。その中の1つに斑鳩町は入ったんですね。ですから、そういう取り組みはやっぱり生きてくるんです。でも、生きてはくるんですけれども、だからこそ、斑鳩町が今後もさらに何を取り組まなければならないのかということ、私はとても心配をしておりました。

そして、8月25日に奈良県で第3回の市町村長サミットが行われて、今回は内容が内容なのでということで、議会のほうにも参加を広げていただきました。人口減少社会における市町村のあり方、この冊子をいただいて勉強させていただきました。もう私は心配しておりましたけど、この講演を聞いてさらに心配になりました。だからこそ今回の私の一般質問の根底にはこれがあって、いかに斑鳩町魅力的なまちづくりしていくんやと、今後の将来の斑鳩町大事やんという思いが強くなりましたのでね、いろいろな質問させていただく中で、最後にこの問題をやっぱり正面から捉えて、どうしていくんだろう、どうやっていかなければならないんだろうというふうに私も考えながら質問をさせていただきたいというふうに思いました。

まず、今後ですね、今までいろいろなこと頑張ってきましたけれども、まだ今後どんなふうに取り組んでいかなあかんのか、その点につきましてですね、現在斑鳩町が考えておられることがございましたら、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 人口減少社会に伴います町の取り組みについてでございますけれども、ただいま議員からもご紹介ありましたように、去る8月25日に開催されました第3回奈良県市町村長サミットにおきまして、人口減少社会における市町村のあり方をテーマに元総務大臣で日本創生会議座長の増田寛也氏による講演が行われました。

人口減少の要因は、二十から39歳の若年女性の減少と地方から東京を初めとした大都市圏への流出の2点と指摘した上で、推計によりますと、日本の総人口が2010年、平成22年の1億2,806万人から、2040年、平成52年には2,078万人、

16. 2%減の1億728万人まで減少する中で、若年女性の減少により全国の自治体の49.8%に当たる896市区町村が消滅可能性都市に該当すると解説されました。

この試算は、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月にまとめた将来推計人口をもとに最近の都市間の人口移動の状況を加味して2040年、平成52年の二十から39歳までの女性の数を試算したもので、2010年、平成22年と比較して若年女性が50%以下に減少する自治体を消滅可能性都市とされています。

この試算では、奈良県の総人口は、2010年、平成22年の140万728人から、2040年、平成52年には34万981人、24.3%減の105万9,747人まで減少するとした上で、県内39自治体のうち26市町村で若年女性が今後30年間で50%以下に減少し、うち4町村では減少率が80%、さらに4市町村が70%を超えるとされています。過疎化が進む南部、東部だけでなく、中部、西部でも香芝市を除いて二桁という高い減少率となっており、県全体で減少率が42.9%となっています。

本町におきましては、2010年、平成22年の2万7,734人から6,113人、22.0%減の2万1,621人まで減少するとされ、若年女性の減少率は34.7%と試算されています。本町の減少率は、香芝市の1.8%、葛城市の25.6%、生駒市の25.9%、広陵町の32.7%に次いで県内5番目の低さとなっております。

この試算は全国の自治体にとって大きな衝撃であり、警鐘を鳴らすもので、女性の人口減少は地域の消滅という意味よりも少子化の進行にかける加速と受けとめております。

本町では、今回の試算が発表される前から、第4次斑鳩町総合計画において人口構造やライフスタイルの変化に対応した新しい生活支援と地域活力の創出を大きな課題として捉え、この課題に向けた取り組みを進めており、安心して子どもを生み育てられるような生活支援の仕組みづくりや、子どもが健やかに育つまちづくりを鋭意進めてきたところであります。

その成果として、総人口が平成21年の2万8,656人から平成25年では2万8,413人と減少する中で、年少人口は平成21年に3,852人であったものが、平成25年では3,923人まで増加しております。

しかしながら、人口減少の問題は社会経済全般にかかわることから、子育て支援だけではなく、産業や雇用、進学など、総合的なあらゆる取り組みが不可欠でございます。特に、生活の基盤を支える観光振興によるにぎわいのあるまちづくり、産業雇用は重要な要素でございます。これらの要素は、近隣市町村との連携や奈良県全体で取り組んでいかなければならないものと考えております。その結果として、住みやすく、そして訪

れやすい町になることが人口減少社会の解決につながるものと考えております。

また、今後におきましても、人口減少社会における行政のあり方について、職員一人ひとりが認識し、住民の皆さまと情報を共有しながら、出生率県内ナンバーワンを目指し子どもを安心して生み育てることができる地域の実現を図るための施策の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、これらの施策を維持向上していくためには、受益と負担の公平性の確保の視点に基づく使用料、手数料等の改定、選択と集中の視点に基づく高齢者福祉や子育て支援を含めた全ての町単独事業の見直しなど、歳入歳出両面にわたる取り組みを進めていかなければ対応できないものと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、総務部長の答弁の中で、衝撃的な数字を少しでも抑えるためなのかどうかわかりませんが、現在の日本の総人口、2040年にはということをおっしゃられました。当日の資料によりますと、2050年度にはいよいよですね、1億を割り込んで9,708万人になってしまうんだという中位推計が出ていました。この数字を見たときにですね、本当に真剣にこれやっていかんといかんということで、私、とても心配になったんです。

その前にですね、実は私、「子育て世代が住みたいと思う町に」という、こういう本を読んでおりました。この筆者の方は、すごく、何て言うんですかね、青少年から結婚、そして妊娠、出産、そして出産後のケア、こういったものまでがやっぱり充実してこんとあかんのやというようなことを書かれていまして、フィンランドのネウボラというところのやり方を表面に出されましてね、例に出されてこの本にいろいろ書かれていたんですが、実はこの資料にもですね、このネウボラが出てまいりまして、日本版ネウボラ、こういうものをやっぱり考えていかなければならない。

この中でね、産後ケアということも書かれておりました。うちにも娘も孫もおりますけれども、私は斑鳩町内に2人、娘いてます。だから、近くに親がおっていろいろ相談ができていろいろなこと手伝ってもらえるという立場にあれば、頑張っって子どもも産んでいこうかと思いますが、相談する相手がいなくて、何かあったときちょっと頼める相手がいなくて、そういった中で、皆さんもご承知かわかりませんが、産後鬱という、特殊な、出産したあと女性が鬱にかかるという、そういう傾向も強くなってきているんですが、そういったことを解消し、さらに心強く、またもう次の子どもを産もうというようなことをやっていくためには、産後ケアというものもとても大切であるというふうに書かれ

ていますが、この市町村サミットの資料にも書かれております。そのためにもね、私は、この本の筆者が言われているような、そしてここでもそのことが言われているような総合母子保健センターという構想が奈良県の中でも今後は必要ではないかなというふうに考えております。

斑鳩町でね、もう随分前ですけど、女性センターを広域でつくってもらおうやという話もありまして、私たちは女性センターの視察も行きました。そして町も要望を上げていきましたけど、とうとう実現しないまま、今では町ももう多分そういうのを県に要望も上げておられないのではないかなというふうに思っております。

三室病院も、三室病院から名前を変えて、名前を変える前に既に産科がなくなりましてね、そういう状況になって、1番目の質問者もおっしゃっておられたように、子育て支援をやっていく上において非常にマイナスな状況になっていると。

そういうことも含めましてね、私は、総合母子保健センターという考え方に立って今後はね、斑鳩町からやはり県のほうへも声を上げていき、今ある施設の中ででもこういう構想が実現していけるのではないかなというふうに私自身は思っているんですね。ですから、こういうところについても今後ご認識を持っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そしてですね、ここでもなんですが、ライフプラン、ライフプラン教育というのがありますね、人口減少について、まだまだ私たちもこういうふうに勉強させてもうて危機感持ってきていますけれども、これらを町民皆さんにもわかっていただいて、町が一体どういうことを目的として何をしようとしているのかということ、これを明確にして町民皆さんにもご理解いただいて、将来ですね、たくさんの市町村が消滅するんだと、奈良県でも26市町村が危機やということの中で、斑鳩町は何とかその危機には入っていないなくても、でも、これだけ人口が減ることになると、やっぱり斑鳩町が今後発展していくという問題についてはとても難しくなってくる。この問題を町民皆さんとも共有した認識になるような働きかけを町としてもしていただきましてね、そしてライフプラン教育、中学校でのいろいろな教育やったり、その内容についてここにも書いてあるんですが、成人式なども利用して、若い世代の皆さんにこういうことを訴えかけていく、いろいろなことを、今言いました青少年から結婚、そして妊娠、出産ですからね、切れ目のないこういう社会プラン、こういうものを考えていくためにはこういう教育をして、こういう機会を捉えてやっていくべきだということをおっしゃっているんですね。それは、本当に機会機会を捉えてそういうことを結びつけていく、そのためには職

員皆さんがそういう意識を持って、認識を持って、常に町民の皆さんと向き合うときにも、その思いをきちっと伝えて、そして斑鳩町のために町民皆さんにも理解をしていただきこういう問題を進めていくということが非常に大切ではないか。私たちの斑鳩町です。行政の方たちだけの斑鳩町ではありません。住民あつての斑鳩町、その住民の皆さんにこういうことをご理解いただく、ご認識いただくということをしていくのが行政です。ですから、そういうことを頭にきちっと入れていただいて、今後もこの問題については取り組んでいただきたいというふうには思っております。

そしてですね、あまりいろんなことを言うてると時間がなくなりますので、2つ目にいきたいというふうに思っております。

2つ目なんですけどね、これ、私ちょっと調べさせていただきました。斑鳩町の人口動態ですね。人口動態を調べていきますと、先ほど言いましたように年少人口がふえておりますので、割合出生はね、まあまあ、いい推移で出生していますので、出生、死亡を考えていった場合はそうでもないんです、人口の減少という見方においては。ただですね、転入と転出の数を比較しますと、何か以前はそうでもなかったんですが、最近、転入より転出が上回ってきているんですね。そのために若干斑鳩町、人口減らしているんです。そのところについてね、分析というのか、町としてはね、やっぱりこの人口減少を抑えていくためのいろいろな取り組みをやる中での基本ですから、ここの転入が減っていると、転入が減ってるのかどうかわかりません。転出が転入を上回っている、出ていく人のほうが多くなっているというこの状態についてですね、少し分析などがされておればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 本町の人口動態についてでございますけれども、各年の10月1日現在を基準日として、1年間の人口移動を集計した奈良県の推計人口調査、年報で見ますと、過去5年間の人口動態は、平成21年では57人の増、平成22年では9人の増、平成23年では5人の減、平成24年では127人の減、平成25年では104人の減となっております。

その内訳でございますが、出生及び死亡の動きであります自然動態で平成21年が26人の増、平成22年が4人の増、平成23年が11人の増、平成24年が11人の減、平成25年が4人の増となっております。一方、転入及び転出の動きであります社会動態では、平成21年が31人の増、平成22年が5人の増、平成23年が16人の減、平成24年が116人の減、平成25年が108人の減となっております。



このように、自然動態はおおむね増加で推移しておりますものの、社会動態が平成23年以降減少に転じております。この社会動態の減少につきましては、転出者数は平成21年で955人、平成22年で995人、平成23年で964人、平成24年で979人、平成25年で955人とほぼ横ばいで推移しているものの、転入者数が平成21年で986人、平成22年で1,000人、平成23年で948人、平成24年で863人、平成25年で847人と減少していることによるものであり、その特徴につきましては、大阪府からの転入の減少と東京都を中心とする関東圏への転出の増加が見られます。

ただ、これらの数値は過去5年間の転入・転出の状況でございまして、人口減少社会という大きなテーマでの分析には過去10年程度、また年齢別、男女別、転入転出場所の移動状況など、さらに詳しく分析する必要があり、今後分析をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですね。今部長もおっしゃっていただいたように、やっぱりちょっと分析をしていただくということは大事だと思います。

それはね、斑鳩町はよかれとっていろいろな施策を、この魅力あるまちづくりで人口減少をとにかく抑えよう、ちょっとでも抑えていこうということで頑張ろうとしたときに、いろいろな施策は今も、今まさに今も職員皆さんでいろいろなことを考えていただいて進めることはできると思うんですが、ただ、個別の対策というものもあると思うんですね。これらを分析することによって何がどうなっているのかがわかれば、原因があればその原因を取り除くために、その原因に対して効果のある対策というものがやっぱり打ち出せるように私は思います。ですから、こういう分析というのはとても必要になってくるのではないかなと、今後ですね、すぐにはできないとは思いますが、今後いろいろな取り組みを進めながら、内側ではそういう分析もしながら、さらに何をどう対策をとればいいんだろう、何をどうすればよりよくなるだろうっていうものを研究しつつやっていたかなければならないぐらいの大きな問題であるということを私は投げかけておきたいというふうに思っております。

それでもですね、斑鳩町が斑鳩町独自だけでいろいろなことをしようと思ったって、こんな財政的にも、人的能力においても、いろいろな意味で限界があるんですね。私は、奈良県そのものを見たときにどうなんだということを考えまして、奈良県っていうのはね、非常に人口を減らしています、県全体が。人口の減り方で見ても、まあまあ、

もとがそんな多くないですからあれですけどね、でもやっぱり奈良県そのものが人口を減らしているような状況がございます。ですから、奈良県が県レベルで何かに取り組んでいただかなければ、私たちが、斑鳩町が単独でなんてなかなか無理やというような分野だったり、いろいろあると思うんですけどね。そのときに、この間は知事さんも来られてこの市町村長サミットやっていただいて、知事さんもね、いろいろご挨拶していただきましたけれども、実際、県と各市町村の考えていることがうまくかみ合うのか、県は何しようとしているんだらうか、町は何をしたいか、こういったことの話し合いなどがね、きちっと行われるのかどうか。今後町としてもやっぱり県へいろいろな要望を上げていかなあかんだらうというふうに思っておりますのでね、その辺の奈良県との連携であったり、奈良県とのそういう調整する、そういうことがやっぱり今後ね、必要になってくるのかなと思うんですが、そういうところについてはどうなっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 奈良県におきましては、今般、国において、人口減少克服、地方創生の実現に向け、まち・ひと・しごと創生本部が立ち上げられる予定であり、このような動きは奈良県のこれまでの取り組みと方向を同じくするもので、この機を捉え少子化対策、女性支援、産業・雇用・観光・農林業振興、国土強靱化・まちづくり・彩りづくり、健康長寿・地域医療ビジョン策定、障害者対策、文化・スポーツ・教育振興などをより一層推進するため、去る8月19日に奈良県地方創生本部を設置され、部局横断的に人口減少の克服、地方創生の実現に向け、さらに取り組みを進められることとされております。

また、県と市町村との関係では、知事と市町村長が定期的に意見交換し、お互いの課題や状況を把握する奈良県市町村長サミットが平成21年4月に設置されるとともに、地域における共通課題に対する知事と市町村長との具体的な議論の場とする西和地域振興懇話会が設置されており、今後におきましても、これらの機会を通じて県と市町村との役割や近隣市町村との連携のあり方について議論がなされていくものと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ですから、斑鳩町がやっぱり具体的ないろいろな提案やプランを持って、こういうことがプラスになっていくだろう、奈良県のためにプラスになるだろう、そして奈良県がプラスになれば斑鳩町もプラスになるだろう、そして斑鳩町が単独でもできるプラン、こういうものをすみ分けしていただきましてですね、町長も非

常に子育て支援も積極的にやってきていただきました。副町長についても非常によく勉強をしていただいております。それらについても、私は長年議会におらせていただく中でそういう認識を持っております。

今後におかれましてでもね、斑鳩町、魅力あるまちづくりをする中で、最初に言いましたように、この人口減少社会を迎える中で、いかに食いとめ、20年後、30年後の斑鳩町がどうなっていくのか、どうあるべきなのか、この視点をきちっと持ってすみ分けをしていただいて、県へも積極的な要望をしていっていただく、斑鳩町としてできる計画、できるプラン、事業については積極的に取り組む、そういうことにつきましては議会にも提案をしていただきましたら私たちもよく検討していきたいというふうに思っておりますので、お願いをいたしまして私の一般質問は終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

10時40分まで休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目に、小中学校普通教室へのエアコン設置についてですが、近年の異常気象や温暖化などの影響もあるかと思いますが、真夏の気温は毎年記録を更新するほど上昇してきており、学校で授業を受ける子どもたちにも大きな影響を与えています。子どもたちからは、暑過ぎて勉強に集中できないとの声が出ており、保護者からもエアコンをつけてほしいという声が寄せられています。

こうしたことから、私どもの、日本共産党の宮本次郎県会議員が6月県議会の代表質問で問題として取り上げていますが、宮本県議の報告によりますと、葛城市では7月の午後2時の教室の気温が平均32度で、最高36度を記録したとのことでした。

文部科学省の学校環境衛生の基準では、最も望ましい温度は冬季では18度から20

度、夏季では25度から28度であることと定められており、熱中症対策や子どもたちが勉強するのに適した環境の中で授業を受けられるようにするために、エアコンの設置が必要ではないかと考えます。

また、奈良県下の小中学校普通教室でエアコンが設置されている率は6.1%と近畿では最下位、全国でも最低の水準となっています。現在、県に対してエアコン設置費用の助成を求めています。私は町としても設置するという方向で県に費用助成も求め、計画を立てて町内小中学校の普通教室にエアコンを設置していくべきだと考えますが、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） ただいまのご質問者も紹介あったわけでありまして、そもそも夏季休業、夏休みにつきましてはですね、夏場の暑い中での教室の授業が児童生徒に過度に負担を与えるということで設けられているものというふうに考えております。

今、紹介ございましたように、文部科学省の学校環境衛生基準というのがございまして、教室の望ましい温度につきましては、通常摂氏10度から30度とされておりました。夏場におきましては、最も望ましい温度は今ご紹介のように摂氏25度から28度とされているところでございます。

しかしながら、今もおっしゃいましたように夏休み前の7月でありますとか、夏休み明けの9月におきましても、教室の温度が上昇することがあるということで、夏場における学習環境を整備することの必要性については認識をしているところでございまして、そうしたことを踏まえまして、平成22年度におきまして全教室に扇風機を設置したところでございます。

ご質問の小中学校への普通教室へのエアコンの設置でございますが、設置にはご存じのように多額の費用が必要であるということがございます。そのあと、設置したあとですね、電力の使用や設備管理の維持管理経費も必要となってくるところでございます。また、今現在年次的に学校校舎の照明設備のLED化を推進していくこともございます。さらには、東日本大震災以降、夏場における電力の逼迫が懸念される中、節電への対応等々考慮いたしますと、現在のところ普通教室にエアコンを設置することについては考えておらないという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 当然、設置しようと思えばと財源、お金が必要になりますので、そこをどう工面するのかという問題は大きな課題であるというふうに思います。こ

れまでもいろいろ検討していただいて、今、教育長おっしゃったように、平成22年度で扇風機を設置されているということですが、今の教室の温度っていうのがね、斑鳩町の小中学校ではどんなふうになっているのかなと、どんな環境の中で子どもたちが授業を受けているのかなと、その点について確認できれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 7月の温度があればいいんですけども、申しわけございません、8月の末からこの9月の2日までの教室の温度でございます。全部の教室というよりも斑鳩小学校と斑鳩南中学校について抽出をした温度でございますが、平均では30度前後となっております。斑鳩小学校では、一番高いときに、これは午後の2時でございますけども、これはまだ夏休み期間中でありまして8月29日では33度まで伸びたということがございますが、9月の2日火曜日でありまして8月29日では32度、午後2時の値であります。それと、斑鳩南中学校でも同様の温度が9月2日に測定をされている教室もございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、温度もはかっていただいたということで、きちっと科学的に調査もして、子どもたちの健康管理、さらには授業受けられる環境づくりですね、を整えていくということが必要になってくるというふうに思いますので、財源をどうしていくのかということも含めましてですね、今後、子どもたちに必要な環境をどう整えるのかという点については、私はこのエアコン設置が必要だと思っておりますが、いろいろなやり方も含めてですね、教育委員会のほうにおかれましても調査研究を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

その費用の点についてですが、実際に、小中学校普通教室、結構な数があると思っておりますけども、そこに全部エアコンを設置しようと思うと、設置費用に幾らかかって、その後の維持管理に必要な費用の見込みについてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、エアコンの設置にかかります費用でありますけども、小中5校で、空調設置工事だけじゃなくてですね、キュービクル等々電気設備の工事も含める必要がございますので、約3億円というふうに試算をしております。また、ランニングコストといいますか、設置後の電気代でございますけども、エアコンの稼働によりまして電気使用量と並びに基本料金も当然増加してくる、最大の電力使用量に伴います

ので、基本料金も増加してくるといったことを考える中で試算いたしますと、年間約1,250万円の費用が増加しているというふうに試算をしております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、見込みですけれども、設置費用と維持費、維持管理費ですね、について具体的に数値も示していただきました。これについてはですね、国のほうからも設置については3分の1の補助があるというふうに聞いております。さらにですね、残りをじゃあ町が全部持つのかというてもなかなかそれは大変な話ですので、きちっと県のほうにも助成を求めていくということが必要だと思います。それについては、私どもも頑張っってその助成については求めていきますが、町のほうからもですね、ぜひエアコン設置の計画、つけるという方向でですね、県に対しても助成を求めていってほしいなというふうに思うんです。

さらにですね、それにとどまらず、今、国からの交付金なんかも出てきていますが、そんなのが活用できないのかという検討や、いろいろな財源を工面するということについても研究をしていただきたいなというふうに思います。

先ほど教育長お答えいただきましたが、やはり新学期が始まって9月2日の時点で32度あるということですので、今、扇風機はついているけども、やはり温度の上昇ってというのが確認されているということですので、子どもたちの健康も心配ですし、勉強に適した環境づくりをしていくというのはやはり教育委員会の責任でもあるかなというふうに思いますので、この点についてはいろいろと研究をしながら、設置に向けてですね、取り組みを進めていっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

そうしましたら、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目については、6月議会にも質問をさせていただきまして引き続いてになります。子ども・子育て支援新制度について取り上げさせていただきました。来年の4月から制度がスタートするというので、保育園や幼稚園、学童保育にかかわる条例の整理や運用のために必要な基準の設置など、今、町のほうで準備が進められていますが、話をお聞きしますと、国からの詳細な説明がないと、また、官報の訂正等が相次いでおりなかなか準備が進まず大変な状況だということで、担当課の皆さまにはご苦労をおかけしています。

大変な中ではありますが、この新制度への移行というのは保育のシステムが大きく変わるものであり、子どもたちや保護者への影響も大きなものであることから、運用についてはよりよい基準を設置し、今後、斑鳩町の子育て支援策がより充実したものになる

ようにしていきたいという思いで質問にあげさせていただいています。

まず1点目ですが、保育の認定についてです。新制度では、保育の利用に際して市町村が保護者の就労に応じて保育の必要性和必要量を認定するようになっており、当初は認定後、保護者が各施設、事業と直接契約をするということになっていましたが、保育所については市町村の保育実施責任が残されましたので、当面、認定の申請と保育の利用申し込みは同時に行い、市町村が利用調整を行うということになっています。今回新たにパート就労などに対応する利用上限8時間の短時間保育と利用上限11時間の標準時間保育とに区分が分けられます。特に、短時間保育については午前9時から午後5時までの利用を基本にするというふうに国が説明をしてくれています。

そんな中でですね、働き方によってはこの時間から外れた午前8時から午後4時までの利用を望まれる方などもおり、そうした方の扱いについてはどうなっていくのかと、さらに、子どもたちの登園時間やお迎えの時間が働き方によってずれてくることとなります。そのことによる集団保育への影響はないのか。また、現在在園している子どもたちは、今は11時間までの標準時間で保育がされていますが、新年度からこれ、短時間保育と認定された保護者、ご家庭についてはどうなるのか。さらにですね、障害がある子どもさんの保育の利用についてはどうなるかなど、私もまだ制度全体をしっかりと把握できていないんですが、調べれば調べるほど不明な点や疑問点などが出てくるので、保護者の方の間でも非常に混乱が起こるんじゃないかということを懸念しています。

新制度の移行については、子どもにとって必要な保育時間が認定されるのか、また、利用者の希望に沿った調整がされるのか、こうした点について町は保育の認定をどのように行っていこうと考えているのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 質問者もおっしゃいましたように、子ども・子育て新制度では、保育の利用に際しまして、市町村が保護者の就労に応じて保育の必要性和必要量を認定することとなっております。その種類でありますけれども、1号認定は、満3歳以上の子どもで教育、主に幼稚園を希望される場合、2号認定は、その対象として満3歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども、また、3号認定は、3歳未満で保護者の労働や疾病により保育を必要とする子どもとなっております。

また、支給認定区分におきましては、2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によりまして保育標準時間または保育短時間に区分されます。保育標準時間はフルタイム就労を想定した利用時間で、保育所の開所時間でありまして1日11時間まで、

保育短時間はパートタイム就労を想定とした利用時間で、1日8時間までの利用となっております。

現在入所されている児童の取り扱いにつきましては、現在、国からは示されている情報では、現に保育所に入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても保護者が保育短時間認定を希望しない場合は保育標準時間認定とすることができる経過措置を設けるとされておりまして、町においても国の方針と同様にしていこうという予定でございます。

次に、保育短時間認定の子どもの利用時間につきましては、現在国から示されている情報では、これも質問者がおっしゃいましたように、施設ごとに、例えば午前9時から午後5時までといった一律の時間帯を設定するというふうにされているところでございます。施設ごとの保育短時間認定の設定時間をまたがる保育利用希望者の認定につきましては、保育必要量が1日8時間以内である場合は原則として保育短時間認定となると県の担当者からも説明を聞いておりまして、仮に町立保育所において保育短時間認定の利用時間を午前9時から午後5時までとした場合、午前8時から午後4時までの8時間を利用する方であっても、これは保育短時間認定と聞いております。

また、仮に、例えば町立保育所などで保育短時間認定の利用時間を午前9時から午後5時に設定したとした場合、町立保育所では現在でも午前9時前後に保育園に来られまして、午後4時から5時ごろに子どもさんが帰られるという家庭も多くありまして、集団保育への大きな影響はないというふうに考えているところでございます。

障害のある子どもさんの保育所の入所についてでございますけれども、町立保育所ではこれまでから集団保育が可能である場合には、障害児の子どもさんを受け入れをいたしまして、障害の特性や発達段階に応じた対応ができるよう努めているところでございまして、これは次年度以降も変更はございません。

また、平成27年度以降、町内の民間保育所の運営、民間保育所ができた場合、その運営補助につきましても、先般、委員会その他、議会で考え方をお示しをさせていただきましたけれども、この中で障害児保育事業費補助金を創設しまして、民間保育所における障害児の受け入れについても促進を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

既に、保育所の、あと入所の選考等につきましてはですけれども、現在保育所に入所している子どもさんにつきましては、希望によりまして継続して同じ保育所に入所決定をしていくというのが1つの基本だというふうに考えておりますが、新規で申し込まれる



方につきましては、国の子ども・子育て新制度によりまして、保育の必要度の高い人から希望の保育所に入所を決定していくという利用調整システムが導入されると聞いておりますので、この中身、具体的なものははっきりわかりませんが、そういうシステムの中で入所を決定していくというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それぞれ全国的には、認定こども園ができたり、小規模保育事業所ができたりという状況の中で、今までにはない状況で特に混乱も広がっているのかなと思います。斑鳩町のケースで言いますと、新たに私立の保育所ができるということについては、今までその私立を利用されたことのない保護者の方については、新しいものになりますので、そこを十分に生かした活用ができるのかというところが今回制度の切りかわりに当たって町がきちっと保護者の皆さまに説明をしていただく必要があるのかなと。

あと、認定についてもいろいろなケースが想定されまして、それぞれ個々のケースでどういったことができるのか、どういったサービスが利用できるのか、その選択肢がどういふものがあるのかというのを保護者に理解していただけるような取り組みが必要だというふうに思っています。

そういう中ですね、次の質問になるんですけども、これも国の説明によると認定された短時間保育、標準時間保育を超える場合というのは延長保育での対応になるという説明がされています。これも新制度になってどうなっていくのか、さらにですね、土曜保育についてもどうなるのか、町の見解をお尋ねします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） この子ども・子育て新制度では、保育標準時間と保育短時間とも利用時間を超えた場合は延長保育の扱いになる、おっしゃっていただいたとおりでございます。町立保育所の場合、保育標準時間認定の方は従来どおり午後6時半から午後8時までが延長保育扱いとなっております。また、仮に午前9時から午後5時に保育短時間の利用時間を設定した場合、保育短時間認定の方は、その前後となります午前7時30分から午前9時までと午後5時から午後8時まで、これが延長保育扱いになるということです。保育所ごとの設定時間を超えた時間を延長保育扱いするというのが現段階での国の方針でございますが、その料金、延長保育の料金の徴収の取り扱いにつきましては各保育所ごとが決定できるというふうに現段階で聞いております。このことから、町立保育所の延長保育料につきましては、今後、近隣市町村の状況なども勘案し

ながら慎重に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

また、土曜日の保育につきましては、町立保育所の場合、保育標準時間の方あるいは保育短時間の方とも、従来どおり午後２時までというふうに考えておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうした延長保育について、標準時間については町はこれまでどおり町立については6時半から8時までということですが、その短時間保育については、午前7時半から9時までとさらに午後5時から以降8時までについて延長保育の扱いになるということなんですが、先ほどの質問の中で9時、5時の人が8時間認定で短時間保育の認定を受けると。8時、4時の人も短時間保育の認定を受けますよということで答弁をいただいたんですけども、例えばですね、働き方によってその8時間の中でも町が設定している延長保育の時間に食い込むような働き方になった際に、延長保育料金というのは発生するのかもしれないのか、この辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 先ほども申しましたように、まず、保育所で9時から5時に設定するか否かというのはまだ決定したことではございません。ただ、8時間で一律の時間を設定していこうというのが現段階の国が示している考え方です。その枠を外れたとしても、保育時間が8時間以内の認定であれば、これは短時間認定であるということで、これにつきましては、保育料の基準となるのが、保育料の基準がその標準時間と異なってくると、保育料が標準時間の方よりも安価になってくるということです。

ただ、おっしゃいましたように、決めた利用時間の枠を超えても、決めた利用時間内は通常の保育ですけれどもそれを超えた分が延長保育になるというのが今の考え方ですので、これを、この延長の保育料をいただくとなると、保育標準時間の基準よりも多くなる方も出てくるということがあります。これらについて、いわば保育時間と保育料の総金額が逆転現象を起こしますので、こういった状況で本当にやっていくのかどうかということを県や国に私どもも何回も問い合わせをしたりをしているところですが、それについての回答というのは現在ないというのが状況です。

ですから、そういった状況の中で延長保育料をどうしていくのかということをお考えなければなりませんので、これについて先ほど検討させていただくことになるというお答えをさせていただいたものですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） やはり必要な保育はきちっと受けられるのかと、さらに、今回制度が変わることによって保護者の負担がふえることないというような形で国も説明をしてくれていますので、今、部長おっしゃっていただいたみたいに、それぞれ人によって働く時間帯というのが変わってくるので、保育所で子どもを預かる時間帯というのも変わってきますのでね、だからその点については申しあげましたように、9時、5時を外れる時間帯であっても8時間であればきちっと短時間保育の中で受けられるということで、今、部長おっしゃっていただいたみたいに国に対してもきちっと対応を求めていただきたいと思います。

それとですね、土曜保育についてなんですけども、先ほどの部長の答弁ですと、町立についてこれまでどおり2時までで運用していくというお答えをいただいています。そんな中でですね、1つちょっと紹介をしたいんですけども、先日、私どものほうで青年お仕事暮らし実態調査アンケートというのを実施させていただいたところ、36歳の女性の方がこの保育所に関する事で声を寄せていただいたんで、ちょっと紹介をしたいと思うんです。これ、働き方がどんなんですかというふうに聞いているアンケートなので、そのことについても触れています。

職場の人手が足りないために望むタイミングで妊娠できない。出産しても1年も育休をとれずに仕事に戻らないといけない。また、復帰してから、復帰してすぐから時差勤務プラス、フルで働き、短時間勤務ができない上に土日の研修や夜9時までの会議も月1回から2回ある。土曜日も平日と同じ時間の仕事があるのに保育園が2時までしか預けられず本当に困っています。子育てしながら長く働きたいです。何とか土曜保育の改善を検討してほしいですということで声を寄せていただいています。

やはり、少子化を解消する、出生率を上げていくというこの点です、女性がきちっと社会進出をして働きながら子育てをする、その環境づくりをどう進めていくのかということが大きな課題であり、この子ども・子育て支援新制度の中でもそこをどう改善していくのかということが強く問われているというふうに思うんです。

それぞれいろいろな働き方がありますが、町としてもですね、この土曜保育について、先ほど午後2時までというふうにおっしゃいましたけども、平日と同じような保育をしてほしいという声がある中でですね、これの対応についてはどんなふうに考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 確かに個々の方の事情というのはそれぞれあるかとは思

いますけれども、当然そうなっていくと、じゃあ日曜日はどうするのかとか、夜間はどうかとかいった問題も発生してくることでございます。当然、施設の運営、それから保育所の確保の観点から、今現段階で土曜日の2時という、2時まで保育をさせていただくという考えには変わりはありません。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、考え方に変わりはないということですが、今度私立の、民間の保育園ができますね。その中で土曜日の保育運営っていうのはどういうふうになっていくんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 民間の保育園の誘致につきましては、本議会で関連の議案等を可決していただいた後ということでございますけれども、もともと運営を予定している事業者につきましては夜遅くまでをされたりしておりますので、当然、経営そのものは民間保育所そのものになってきますので、保育のニーズ等あるいは法人の経営方針の中で、例えば土曜日ではないですけども平日の夜の遅い時間帯などの、いうことも考えられることだろうというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 現在、黎明さん、王寺とかそれ以外でも保育運営されていますけれども、その中で土曜日でも平日とおんなじように10時まで運営されているということで、では斑鳩町で今度開設予定にしているその黎明さんの運営時間というのがどうなるかっていうのはまだ答えられる段階ではないということで理解しておいていいですか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） もともと今回の民間保育園で黎明保育園さんを選定をした理由の中には、幅広い保育をしていただける、先ほどおっしゃいましたように同様に平日等々の夜の時間帯もやっていただけるという中でこの法人を選定している経緯がございます。もちろん今後入所の受付をする中でどのような保育を希望される方がいるのか、保育のニーズがないのに開けると、保育所を開くということは経営上あまりないと思いますので、その保育のニーズに応じてどのような態勢でもできる限りの態勢をとれるようにということでの法人の選定をしていることもございますので、そういうニーズが出る中で、私どももこういう保育をやっていていただきたいというような希望なり、要望なりはしていきたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 部長のほうで、今、まだ答えにくいのかなと。これまでの運営から考えると土曜日も10時までやっていただいていると。例えば入所を希望する際に、当然その私立の保育所への入所希望も受け付けますので、その中でちょっと確認したかったのは、標準時間認定を受けたご家庭で、今、私が紹介したように土曜日午後2時以降も保育をしてほしいという保護者に対して、例えばその黎明さんがですね、10時までやってはるという中で、午後2時を回った場合に延長保育になるのかというところの点について確認をしたかったんですが、今なかなかその点についてはまだ確認して答弁できるという段階ではないというふうに理解をしておきますが、町の、町立の保育所については午後2時までというふうに、今、部長おっしゃいましたけども、今度民間のその保育所のほうでそういう土曜日の対応もできるのであれば、まだ確認はされていないかと思えますけども、やはりそういうのを事前に保護者の皆さんにきちっとお知らせをして、その土曜日の保育を希望される方がきちっと入っていただけるような調整を町のほうでしていただけるのかなと、いただきたいなというふうに思っていましたので、できたらそのことも確認したかったのですが、それはまた今後確認できる段階になってからきちっと確認をさせていただきたいなというふうに思います。

そうしますと、次に3点目ですけども、それぞれいろいろな疑問点、不明点があるというふうに申しあげてきたんですが、その中で、やはり保護者の皆さんに理解をさせていただくと、制度の移り変わりの中で町のほうもなかなか混乱をしているという状況はあるかと思えますけども、それでもやはりできるだけ早い段階です、保護者の皆さんに選択肢を示すという点について、説明会を開催して保護者の理解を広げていくという取り組みが必要かというふうに思うんですけども、その点について町はどのようにお考えになっているでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 新制度、特に保育のあり方につきましては大きく変わる点でございますが、これについての説明でございますけれども、既に広報斑鳩8月号で新制度と保育の必要性の認定について住民の皆さまにお知らせをさせていただいております。

保護者への説明会ということにつきましては、現段階で開催の予定はしておりませんが、今後、広報斑鳩10月号お知らせ版におきまして、平成27年度の保育所の入所受付の記事にあわせまして、保育の必要性及び保育料の認定、保育所利用手続について皆さまにお知らせをする予定でございます。

また、10月中旬から保育所入所希望者に配布予定の保育所要覧におきましても、それらの内容についてさらに詳しく記載をする予定でございます。あわせて新制度に関するお問い合わせ等に対しましては、福祉課窓口または町立保育所において十分説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうした要覧等を見ていただいて、申し込みの際に個々の相談に応じるよという対応だというふうに思うんですけども、私はできたらですね、説明会を開催して、例えばその場でほかの保護者から出た質問について、それを聞いている保護者がやっぱり理解を深めるということがあって相乗効果があるというふうに思うんです。そうした中で、保護者の要望なんかも聞けるのではないかとということで、今後、この子ども・子育て新制度ですね、これを計画の中でも充実していこうというふうに思うと、町としてもそんな取り組みが必要じゃないかというふうに思っていますが、これ、例えばですね、町内団体や保護者会、保育園の保護者会、幼稚園のPTAなどから要望があった際には、町のほうは説明会を開催するというように対応するつもりはあるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） ほかの制度でもご利用いただいている、いわゆる町の出前講座について、ご依頼ございましたら、日程を調整した上で実施させていただくことはできると思っています。ただ、先ほども申しあげていますように、なかなか説明するにしても、本来保護者の方が聞きたいなと思っているところでも確定をしていない部分が多々ありまして、言うてみれば中途半端に終わってしまう可能性もございます。その時点での、あくまでもその時点での情報に基づき説明をさせていただきますので、今のところ確定したお話というのはなかなか難しいということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町の保育料の設定もまだ確定していない中で、こうなると思いますというような中で募集も受けており、職員の皆さんもかちっとしたものが国から示されない中でなかなか苦勞をされているというのはよくわかりますが、やはりそうした要望があればですね、対応していただきたいなというふうに思います。

そうしたら、その次にですね、条例化に向けたスケジュールと独自の基準の設置ということで書かせていただいておりますが、この条例化については、全国的に他の市町村の

状況なんかを見ると、9月議会に条例案が提案されているというところもあるようですが、斑鳩町は今度どのようなスケジュールで条例を整備していこうと考えておられるのか。

またですね、条例化する際に国が示す基準に上乘せをしてより充実した基準をつくったり、さらに今の保育基準を低下させないために、そのことを条例に盛り込んだ基準を設置しているところがあるようです。例えば、神戸市なんかでは新たに設置される小規模保育事業の基準を保育士100%じゃないといけないA型を原則としている。市長の許可がない限りA型以外は設置できないようにして保育基準の低下を防いでいるというところがあります。都市部などで待機児が多過ぎてどうしても保育士100%の小規模事業所が整備できないという状況ならば、保育所B型、C型、保育士が2分の1でもいいよと、全くいなくてもいいよというそういう基準を設置して活用するというのもやり方としてはあるのかもしれませんが、斑鳩町では、来年4月に開設が予定されている保育所が整備されれば、今のところはその待機児は解消されるという見込みになっています。であるのでしたら、今の保育基準を維持向上していくという姿勢で条例の整備や計画の策定を進めていくべきだというふうに考えますけども、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 子ども・子育て新制度に向けて町で制定する条例としましては、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例と、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営に関する条例、この3本がございます。これらはいずれも国の基準に基づきまして市町村の条例を定めるということになっているものです。

このうち、家庭的保育事業、先ほどの小規模を含む家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例と、それから放課後児童健全育成事業、学童保育ですけれども、これの設備及び運営に関する条例につきましては、私どもも9月議会上程を目指してその条例の内容を検討してまいりましたが、一旦国で公布された国の基準につきましては、その後3回にわたって訂正が入るということもございまして、慎重に対応するほうがいいだろうということで12月議会以降に議案を上程させていただくということで先送りをさせていただいたところでございます。

なお、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営に関する条例につきましては、子ども・子育て支援法施行令によりまして、新制度実施後1年間は条例制定の経過措置

が設けられていることとなっております。したがって、平成27年度に条例を、これも慎重に検討した上で作成をいたしまして、議会にまた上程をさせていただきたいと考えております。

それぞれ国の基準には従うべき基準と参酌基準が設けられております。参酌基準は市町村の状況により裁量が認められているというところをごさいます、おっしゃいましたように一部の近隣市町村では家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の内容については国の基準よりも保育士の配置基準等を厳しく設定するというような情報を私どもも得ております。一方で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例については、近隣市町村の状況を調査いたしましたけれども、国の基準よりも厳しい基準を設定されている市町村はないという状況でございます。

今後、本町におきましてもこれら近隣市町村の基準等を勘案しながら、条例案の内容についてはこれから検討してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） スケジュールについては十分やっぱり慎重な対応をしていただきたいというのと、より充実をさせたいという思いもありますので、町がきちっと準備をできる段階で提案していただくということについては、特に不満等はありません。今おっしゃっていただいたように先進地の例なども研究してですね、よりよい条例をつくっていただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきます。

そうしましたら、次に5点目の学童保育についてですけれども、先日はですね、町民の方から、西学童がいっぱいになってしまっているのを調査して改善してほしいという声が寄せられました。私のほうです、町内にある3つの学童、それぞれ見せていただきまして、西学童へは8月6日に行かせていただいたんですけれども、その日は45人の児童が来ておりまして、私が見たところなんですけれども、かなり詰まっているなという感じを受けました。調べさせてもらいますと、西学童の定員が、今、50名となっております、8月の登録は72名ですね。そのうち夏休みだけ登録されている児童が15名いるということで、4月の春休み、8月の、まあ7月の後半からですね、夏休みにかかりますので、それを除いた平時の6月時点での西学童の登録者数を聞きますと、57名ということになっていました。定員が50のところを平時でも定員オーバーした登録になっているということが確認できたんです。

さらにですね、ことは例年に比べて1年生の登録数がかなり多いんだということもお聞きをしました。今、保育園がいっぱいになってきて待機児が出ているという状況が



ある中で、今後学童についてもおなじようにやっぱり入所を希望する方がふえるんじゃないかなというふうに感じています。

ほかの学童については、東学童が定員110に対して6月時点で登録者数が85名で、斑鳩学童が定員140に対して同じく6月時点での登録者数が128名ということで、この2つの学童については平時の登録者数っていうのは定員を超えていない状況なんですけども、やっぱりそうしてみますと西学童がちょっと心配だなというふうに思うんです。

町はですね、子ども・子育て新制度への移行に当たって、保護者から保育園、幼稚園、学童への入所希望ですね、ニーズ調査っていうのをされていますけども、そのニーズ調査の結果がどういうふうになっていたのか。さらにですね、学童の現状と今後の推移についてはどんなふうに見ておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 平成25年度に実施いたしました子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果をもとに学童保育事業の見込み数を算出いたしております。全体といたしまして、平成27年度255人、平成28年度258人、平成29年度265人、平成30年度270人、平成31年度272人と推定をいたしているところでございます。いずれも町立学童保育室の定員であります300人の中で対応することができ、事業を継続して実施することで供給量の確保はできるものというふうに認識をしております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 3学童足して全体のキャパでの対応ということで調査されて、それぞれの学童個別での調査というのは、そのニーズ調査ではわからないということですよ。全体としてはそれでいけているのかもしれませんが、やっぱり先ほどから申しあげていますように、個々の学童で見ると西学童が定員を超えているということで心配な状況が今後も続くんじゃないかなというふうに思います。

ただですね、定員を超えたからといって受け入れを断ってしまうと、困るのはその子どもであったり、保護者であったりしますので、できるだけやっぱり受け入れはしてほしいと。待機児を出さないという姿勢はね、守ってほしいと思うんです。その一方で、今度は詰め込みになってしまうと安全性に問題が出てきます。ですので、今後ですね、5年間の子ども・子育て支援計画を策定していくことになるんですけども、この学童の申し込み状況、動向を見てですね、今後もふえるようであれば安全性も踏まえてきちん

と対応していけるような運営っていうのが求められるというふうに思いますので、この点については、今、子ども・子育て計画をつくる会議もしていただいていますので、その中でも諮っていただいでですね、こうした状況が続くようであれば改善していけるというような計画を策定していただきたいなというふうに思いますので、要望しておきます。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。3点目は職員定数と住民サービスの維持向上についてということで上げさせていただきました。この点については、これまで何度か取り上げてきましたが、この間、職員の数がどんどん減ってきており、このままでは住民サービスが維持できなくなるのではないかと状況にまで発展していると感じています。そうしたことからですね、退職者数を上回る採用をというふうに求めてきました。それについても、町もその認識を持って取り組みを進めていただいでおり、この点については今年度の職員採用試験の結果を待ちたいというふうに思います。こうしたですね、その時々に対応というのはこれまで求めてきましたけども、今回はですね、もうちょっと長期的なスパンでこの問題を考えたいと思って質問をさせていただきます。

今心配されているように、住民サービスの維持向上を目指すということでいいますと、職員の皆さんの技術や知識、また公務員として培ってこられた住民に奉仕するという仕事意識や町職員としての仕事をしていく際のノウハウなど、いろいろなものを若い職員さんに引き継いでいただかなければいけません。そうした点では、今後、団塊の世代が退職の時期を迎え、管理職クラスの職員さんが一度に多数退職されるという状況が生じてくるというふうに思うんです。単に退職者数に見合う新規採用を行っていても、新入職員さんが同じような仕事を急にできるとは思えませんし、人材育成という観点からも長期的に見て対応しなければ、対策を立てなければいけないというふうに思うんですが、この点について町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 職員が定年退職で退職をしていくという中で、その職員がやはり長い間その職場で培ってきた業務のノウハウというものを持っています。それがやはりなくなっていくということが、損失することがないように、やはり次の世代、次の職員にやはり引き継いでいくということが必要でございます。

そのためにはやはり、これまでもやはり定年退職者を勘案した新規採用職員の採用も行っておりますし、また、これも民間の会社でもやって、実施されておられますような、

定年退職した職員の中でやはり技術であるとか、やはりそういった能力のある職員、これについてはやはり再任用を行っていくということとともに、やはり職場内の研修による職員の能力向上を図っていくということも必要ですし、やはりそういうことをしながら、この定年退職していったことによって行政サービスがやはり低下するということがないようにこれからも努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 姿勢としてはそれでいいと思うんです。技術の継承をきちっとしていただくということで考えていただいているということは確認できましたが、その具体的な対策っていうのはこれまで示されてきていないんですね。

次の質問にもかかわるんですけども、職員適正化計画というのをこの間つくってやってこられています。今、第二次の計画で立てた目標を大きく超えて減り過ぎているというのが現状だというふうに思うんですが、これまでは国から示されたように行革の中で何割減らしなさいよということで提案されて、目標が設置されて取り組んできたんですけども、今度は減り過ぎたことに対して、きちっとふやしていくという位置づけですね、第三次の計画を立てていくということが必要だというふうに思うんですが、この間、町は職員適正化計画またつくりますということで答えておられていたと思うんですが、その動向についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 定員適正化計画についてのご質問でございます。これまで平成9年度から平成13年度を計画期間とする第一次の定員適正化計画、それから平成15年から平成19年度を計画期間とする第二次の定員適正化計画及び平成17年度から平成22年度までのこの国の集中改革プランに基づく目標管理を実施してまいりました。

しかし、これまで予想できなかった早期退職等がありましたことから、計画数値を上回る原因となっておるところでございます。このように当町におきましては定員適正化計画の主たる目的である職員数の削減が達成されていること、それによって人件費が削減されているということについては、住民皆さま方の一定の理解が得られているものと考えております。

それで、例えば質問者もおっしゃっていただきましたように、以前から、以前にも質問者から質問を受けておりますけれども、第三次の定員適正化計画の策定に向けて検討をしているというふうにお答えをさせていただいておりましたけれども、その後のやはり社会情勢、いろいろ変わってまいります中で、適正な職員数のあり方、あるいは計画

策定の方向性について検討を行っているという状況ではございますけれども、やはりこの厳しい行財政状況の中で、今後職員数を、現状維持していく、あるいは現状維持していくという計画、あるいはまた今後さらに職員数を減らしていくというこの定員適正化計画をつくるということはできるんですけれども、これを逆にですね、大幅に職員数ふやしていくという計画については、これはやはりそういうふうな計画はやはり住民の皆さまのご理解を得ることはできないというふうに考えております。

このことから、先ほども答弁させていただきましたけれども、退職者の補充を基本として、そしてこの限られたこの人員の中でより効率的な業務遂行ができるように、時代に即した組織機構の見直しあるいは適切な人員配置、これに努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 大幅にふやす計画は住民から理解が得られないということで、町としてはやっぱり作りづらいんだ、つくれないんだという答弁でしたけども、退職者数を上回る採用者数でちょっとずつは戻していくよという姿勢を持っていただいているということは理解していますけども、そもそもですね、この間の議員削減と一体となった公務員削減ですね、の論調というのは、そもそもですね、小泉内閣が打ち出してきてですね、一部の官僚の特権ですね、あれをとらまえて公務員が悪いんだと言い出して、あたかもその他の全国的に散らばっています国家公務員、地方公務員も含めて公務員削減という論調が広がってきていますけども、実際に海外の公務員の数と比べると、日本の公務員というのは、人口1,000人当たりで見ても、フランスが86.6人、アメリカが77.5人、イギリスが77.2人、ドイツが54.3人、日本はどうかっていますと、36.6人とかなり低くなってきています。それぞれの国の事情も違いますし、公務員が果たしている役割というのもそれぞれ違う面はあるかというふうに思うんですが、私はやっぱり住民の暮らしを支える行政サービスをきちっと維持向上していこうと思うと、職員の数というのはどうしても必要だというふうに思うんです。

もともと第二次の適正化計画の目標にしていたのが213人だったと思うんですが、先日資料を見せていただきますと、今、188人にまで減ってきています。そんな中で、職員さんの働き方を見ても、もう土日まで来ないと日常の業務がやり切れないというようなどころまで出てきています。果たしてこんな状況で住民サービスを維持して、さらに向上させていくことができるのかなという点については、私はこれではいけないというふうに思いますので、それでですね、今そうした公務員を減らせという論調

は確かにありますけれども、例えばですね、先の東日本大震災を含めた大きな災害の中で地方自治体の職員の皆さんが果たしている役割なんかや、日常的なサービスを維持する、窓口で丁寧に対応するというような職員さんが果たしている役割を考えますと、私は住民の皆さんに職員の一定数、職員さんが必要やということを理解していただくべきやと、理解を求めていくべきだというふうに思いますので、町に対してはきちっと計画をつくってそうした住民の皆さんに理解を求めていくという姿勢を求めましてですね、私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前11時40分 散会 ）